

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊少第58号

令和3年3月1日

肥後っ子サポート教室の積極的な実施について（通達）

肥後っ子サポート教室については、「肥後っ子サポート教室の積極的な実施について（通達）」（平成29年12月11日付け熊少第632号）に基づき実施しているところであるが、最近の少年非行の背景として少年自身の規範意識の低下や家庭、地域社会の教育機能の低下が指摘されるとともに、いじめ問題やインターネット（スマートフォン等）に起因する少年の犯罪被害も後を絶たないほか、大麻乱用少年が増加するなど少年への薬物のまん延が危惧される状況にある。

そのような中であって、肥後っ子サポート教室は、少年の規範意識の向上、保護者の監護能力の強化等に極めて有効な非行少年を生まない社会づくりに資する活動であることから、コロナ禍を踏まえたオンライン講話導入等の一部見直しを行い、下記のとおり運用することとしたので、関係所属にあっては、積極的かつ効果的な実施に努められたい。

記

1 肥後っ子サポート教室の意義

肥後っ子サポート教室は、少年の健全育成を理念に警察職員等を学校等に派遣して行う次に掲げる3教室の総称をいう。

(1) 非行防止教室

少年警察活動の一環として、具体的な非行及び犯罪被害の事例等を題材として直接児童生徒に働きかけ、その規範意識を向上させるなどにより少年の非行防止及び犯罪被害の未然防止を図る活動をいう。

(2) 薬物乱用防止教室

少年警察活動の一環として、原則として、児童生徒に薬物乱用の危険性や有害性等に対する正しい知識を身に付けさせるなどにより、薬物に関する少年の非行防止及び犯罪被害の未然防止を図る活動をいう。

(3) 肥後っ子をまもる保護者教室

少年警察活動の一環として、主として児童生徒のPTA関係者等を対象に、少年の非行防止及び健全育成に対する家庭の役割を認識させ、少年の非行及び犯罪被害の未然防止に対する保護者の指導力等の養成を図る活動をいう。

2 肥後っ子サポート教室のカリキュラム

肥後っ子サポート教室を行う場合は、「肥後っ子サポート教室カリキュラム」（別紙）を参考として、受講対象、時間等を考慮の上、取捨選択して行うものとする。

3 実施上の留意事項

(1) 地区学校等警察連絡協議会の活用

地区学校等警察連絡協議会の各種会議等を活用するなどして学校・教育委員会の関係者、PTA等に対し、肥後っ子サポート教室の開催の趣旨等を十分説明し、

同教室が活発に実施されるように理解と協力を得ること。

(2) 計画的・集中的な開催

肥後っ子サポート教室は、年間を通じてその計画的な開催に努める必要があるが、家庭や地域に対する広報啓発活動の強化と連動して教室を開催することも有効である。例えば、「非行防止教室」については、少年らが解放感から非行に走る危険性が高まる長期休暇に入る前の時期、「薬物乱用防止教室」については、薬物乱用防止広報強化期間、「肥後っ子をまもる保護者教室」については、小・中・高等学校の入学に際した保護者説明会等、タイミングを捉えた実効ある開催に努めること。

(3) 少年の年齢や発達段階に応じた教室の開催

少年非行の低年齢化を踏まえ、小学生、未就学児（以下「小学生等」という。）を対象とした「非行防止教室」を積極的に実施すること。

なお、小学生等は、年齢等によってその理解力が大きく異なることを踏まえ、対象となる少年の年齢や発達段階に応じた効果的な内容となるよう工夫するとともに、保護者の参加を得るよう積極的な働きかけを行い、参加できない保護者も含めてリーフレット等を配布するなどして、家庭での振り返りを促すこと。

(4) 講師の選定と入念な準備

講師の派遣に当たっては、肥後っ子サポート教室の重要性を認識し、適任者を選定すること。また、派遣を命じられた警察職員は、講話内容を常に見直し真に実効ある教室となるよう入念な準備に努めること。

(5) 教材の活用と講話方法の創意工夫

受講対象者に応じて、理解しやすい講話内容となるよう配慮するとともに、リーフレット、DVD等の教材、少年課公開キャビネットに掲載している講話資料等の教材を活用し、対話式教育方法等の導入、質疑応答時間を設定するなど、講話方法にも創意工夫を凝らし、その効果を上げるように努めること。

また、インターネットWeb会議システムを利用したオンラインによる講話を積極的に実施するなど効果的な運用を図ること。

なお、DVDについては、少年課公開キャビネット（「少年サポートセンター」・「視聴覚教材（DVD等）」）の「少年課保有DVD一覧表」のとおり保有しているので活用されたい。

(6) 慎重な事例の引用

講話の事例の引用等に当たっては、プライバシーを侵害したり少年の心理に悪影響を及ぼす不適正な発言に注意し、いやしくも、抗議紛議事案に発展することがないように十分配慮すること。

4 薬物乱用防止広報車「すこやかゆっぴー君」（以下「広報車」という。）の活用

(1) 積極的かつ多角的な活用

広報車（区分：普通自動車）は、機動的な広報啓発活動が可能なおうえ、パネル、DVD、薬物標本等の多彩な搭載資機材によって視聴覚で薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識できるなど、家庭、地域における共通した問題意識の醸成等に大きな威力を発揮することから積極的に活用すること。

(2) 交通事故の防止

広報車を運転する場合は、できる限り補助者を置き、補助者による誘導と安全確認の復唱を行うなど交通事故防止に充分配慮すること。

(3) 広報車の運用

広報車（パネル、DVD、薬物標本等を除く。）は、警務課で管理していることから、使用を希望する場合は、事前に警務課装備係に連絡をした上で、車両管理システムから車両借用申請手続きをとること。

なお、少年課で管理しているパネル、DVD、薬物標本等の使用を希望する場合は、別途少年課肥後っ子サポートセンター係に連絡すること。

5 暴力団被害防止教育への配慮

肥後っ子サポート教室の開催に当たっては、熊本県暴力団排除条例第22条に規定された、少年が暴力団の悪影響を認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員による不当な行為による被害を受けないようにするための教育について配慮すること。

なお、講話に当たっては、リーフレット等の教材、組織犯罪対策課公開キャビネットに公開している講話資料等の教材を活用し、効果的に実施すること。

6 結果報告

肥後っ子サポート教室を実施した関係所属にあつては、「肥後っ子サポート教室開催結果報告書」（別記様式）により、毎月分を翌月5日までに少年課を通じて報告すること。

※ 別紙・別記様式（略）